

春秋學特殊用語集四編 (一)

岩本憲司

【叔孫舍】

昭公二十四年の公羊經、文に「叔孫舍至自晉」とあり、疏に「上十四年 春隱如至自晉 以其被執而還 故省去其氏 今此叔孫舍不去氏者 蓋以無罪故也 是以文十四年傳云 稱行人而執者 以其事執也 注云 以其所銜奉國事執之 晉人執我行人叔孫舍 是也 不稱行人而執者 以己執也 注云 己者己大夫 自以大夫之罪執之 分別之者 罪惡當各歸其本 以此言之 則知隱如有罪 故去其氏 叔孫無罪 故無貶文」〔上の十四年に「春隱如至自晉」とあるのは、執えられてもどつたから、その氏をとり去っているのである。今こゝで叔孫舍の氏をとり去っていないのは、おそらく、罪が無かつたからである。だから、文公十四年の傳に「行人」を稱して執えるのは、公事によつて執えた場合である。』とあり、注に「その大夫が命ぜられた國事によつて執えた場合である。(昭公二十三年に)『晉人執我行人叔孫舍』とあるのが、その例である。』とあり、(同傳に)「行人」を稱さずに執えるのは、私事によつて執えた場合である。』とあり、注に「己」とは、大夫自身である。(國事とは)別に、大夫(自身)の罪によつて執えた場合である。兩者を區別するのは、

罪惡は各々、その根本に歸すべきだからである。』とあるのであつて、これらによれば、隱如は罪があつたからその氏をとり去り、叔孫は罪がなかつたから貶める表現がない(その氏をとり去っていない)、ということがわかる)とあるが、これに對して、王引之『經義述聞』春秋公羊傳(叔孫舍至自晉)に「引之謹案 叔孫二字 後人所增 非其原本也 文十四年傳但言無罪而執者稱行人 有罪而執者不稱行人 未嘗言無罪而執者至則稱氏 有罪而執者至不稱氏也 不足爲叔孫舍至自晉之證 若隱如至自晉省去其氏 叔孫舍至自晉獨不省 則傳必詳言其義 文十五年單伯至自齊 注云 不省去氏者 淫當絕 使若他單伯至也 以此例之 若叔孫舍至自晉 不省去氏 注亦必加訓釋 今傳無文 注亦不言其有異 則舍至自晉 與隱如至自晉同一書法可知 至而不省去氏者惟單伯一人 則隱如及舍之至皆省去氏可知 且宣元年春 公子遂如齊逆女 三月遂以夫人姜氏至自齊 傳說遂以夫人姜氏至自齊曰 遂何以不稱公子 一事而再見者 卒名也 何注曰 卒 竟也 竟但舉名者省文 據此 則一事再見者 其始稱氏族 其卒則但稱名 故昭十三年晉人執季孫隱如以歸 十四年則省去季孫而云隱如至自晉 二十三年晉人執我行人叔孫舍 二十四年則

省去叔孫而云舍至自晉 正所謂一事而再見者 卒名也 其不得有叔孫二字 顯然明白 左氏穀梁竝作媼至自晉 無叔孫二字 左氏曰媼至自晉 尊晉也 杜注曰 貶媼族所以尊晉 穀梁曰 大夫執則致致則挈 由上致之也 范注曰 上謂宗廟也 致臣于廟則直名而已所謂君前臣名 此皆舍至自晉不稱叔孫之明證 不應公羊獨有此二字也 徐氏所見本已誤增此二字 故臆爲之說耳 孔氏通義亦沿其誤〔私が考えまするに、「叔孫」の二字は、後人が増益したもので、本来の姿ではない。文公十四年の傳は、單に、罪がない者を執えた場合は「行人」を稱し、罪がある者を執えた場合は「行人」を稱さない、ということを書いてあるだけであつて、罪がなくて執えられた者もどつた場合は氏を稱し、罪があつて執えられた者もどつた場合は氏を稱さない、ということを書いてあるわけではなく、「叔孫舍至自晉」と（氏が）書かれてゐる根據にはならない。もしかりに、「隱如至自晉」についてはその氏をとり去り、「叔孫舍至自晉」についてだけはとり去つていないのだとすれば、傳で必ずそのわけを説明してゐるはずである。（また）文公十五年「單伯至自齊」の注に、氏をとり去つてゐないのは、淫通したため絶つべきであるから、別の單伯がもどつたかのように表現したのである」とあつて、これにたぐえると、もしかりに、「叔孫舍至自晉」について氏をとり去つてゐないのなら、注にも解説があつてしかるべきである。（それなのに）今ここでは、傳文がなく、注も違ひがあることを言つてゐないから、「舍至自晉」は「隱如至自晉」と同一の書法であることがわかる。もどるのに氏をとり去つてゐないのは單伯一人である

から、隱如及び舍がもどるのには、いずれもみな、氏をとり去つてゐることがわかる。しかも、宣公元年の春に「公子遂如齊逆女」とあり、（ついで）「三月遂以夫人婦姜至自齊」とあり、「遂以夫人婦姜至自齊」を解説する傳に「遂何以不稱公子 一事而再見者 卒名也」とあり、何注に「卒」は、竟（おわり、あと）である。あとの方で名だけを擧げてゐるのは、省略したのである」とある。これによれば、一つの事件で再びあらわれる場合には、はじめの方は氏族を稱し、あとの方は單に名を稱するのである。だから、昭公十三年に「晉人執季孫隱如以歸」とあるのに對して、十四年では「季孫」をとり去つて「隱如至自晉」といい、二十三年に「晉人執我行人叔孫舍」とあるのに對して、二十四年では「叔孫」をとり去つて「舍至自晉」といつてゐるのである。これぞまさしく「一事而再見者 卒名也」ということであり、「叔孫」の二字があり得ないことは、明明白白である。左氏（經）と穀梁（經）とは、ならびに「媼至自晉」に作つており、「叔孫」の二字はない。（そして）左氏（傳）には「媼至自晉 尊晉也」とあり、杜注に「媼の族（氏）をとり去つてゐるのは、「晉を尊ぶ」ためである」とある。（また）穀梁（傳）には「大夫執則致 致則挈 由上致之也」とあり、范注に「上」とは、宗廟をいう。臣がもどつたことを（君が）宗廟に報告する場合には、名だけをいう。所謂「君の前では臣は名をいう」（莊公九年公羊傳文、『禮記』曲禮上）ということである」とある。これらはみな、「舍至自晉」について「叔孫」を稱さないことの明證であり、公羊にだけこの二字があるわけにはゆかない。徐氏（疏）が見たテ

キストには、既にまちがってこの二字が増益されており、だから、臆説を述べざるを得なかったのである。孔氏（廣森）の『通義』も（「再氏者 爲舍賢而録之也」といつて）そのまちがいを踏襲してしまっている」とある。この王引之の説は、一定の合理性を備えており、陳立の『義疏』も「王氏謂無叔孫 是也」として同調している。しかしながら、よく考えてみると、その合理性は、あくまでも、従来の「春秋」學の範囲内のものであつて、それを一歩も出でおらず、この點では、疏の合理性と本質的にはかわらない。というのも、王引之は、『春秋』經文を義例に従つて整然と書かれたもの、と認識している、つまり、經文は孔子の暗號であり、義例はそれを解讀するコードである、と信じている、からである。そもそも、このような認識・信念によつて「春秋」學は成り立っているのだから、望蜀と言えばそれまでだが、王引之には、眞の意味での合理性を期待しなかった。眞の意味での合理性とは、當然のことだが、經文は暗號ではなく、したがつて、その解讀コード（義例）は解讀者が恣意的に設定したものである、つまり、義例が經文のすみずみまで矛盾なく行き渡っているわけではない、と考えることである。言い換えれば、疏のように、經文を根據に義例を云云したり、また、王引之のように、義例を根據に經文を云云したり、せず、經文と義例とを分斷することである（ちなみに、義例は經文から帰納したものであるから、王引之のような方向は、本末顛倒で、ある意味、「春秋」學の自殺行爲である）。それでは、このような眞の合理性にもとづくと、この件について何が言えるのか。その答えは、身も蓋もない

が、この經文には、傳・注がないから、「叔孫」の二字があつたのかどうかは、所詮、わからない、というものである。これを要するに、眞の合理性を求めるなら、經文自體にかかずらわつて自分で「春秋」學をしてはならない、ということであり、これこそが、筆者の提唱する、禁欲的な「春秋學」學なのである（かくて、拙譯「春秋公羊傳何休解詁」（汲古書院）の四五五頁の當該箇所（附）は削除する必要が生じた。また、ついでで恐縮だが、同書の二九四頁及び六〇八頁の當該箇所の譯文（つまり、「竟」の字の解釋）は、この小論中の譯文のように訂正したい）。

【失正】

王引之『經義述聞』春秋穀梁傳（出惡正也 正在大夫也）に「十九年傳 梁亡 出惡正也 范注曰 正謂政教 引之謹案 正即政之借字也 又襄十六年傳 諸侯會而曰大夫盟 正在大夫也 范注楊疏皆無解釋 案正亦當讀政 言當時政在大夫 故諸侯會而大夫盟也 與上文失正之正異義 古政事之政或通作正 小雅節南山篇不自爲政 緇衣引作正 天官凌人掌冰正 故書正爲政 文六年左傳棄時政也 漢書律厯志引作正 月令班馬政 呂氏春秋仲夏紀政作正」（傳公）十九年の傳に「梁亡 出惡正也」とあり、范注に「正」とは、政教をいう」とある。私が考えまするに、「正」は「政」の假借字に他ならない。また、襄公十六年の傳に「諸侯會而曰大夫盟 正在大夫也」とあるのも、范注と楊疏とに、いずれもみな、解釋がないが、案ずるに、「正」はやはり「政」として讀むべきである。（つまり）當

時、政（權）が大夫にあったから、諸侯が會しながら、大夫が盟つた、ということであり、上文の「失正」の「正」とは意味が異なる。昔は、政事の「政」を通じて「正」に作ることもあり、（例えば）《小雅》節南山篇に「不自爲政」とあるのを、《緇衣》での引用では「正」に作り、《天官》に「凌人掌冰正」とあるのを、古書では「正」を「政」とし、文公六年の左傳に「棄時政也」とあるのを、《漢書》律麻志での引用では「正」に作り、《月令》に「班馬政」とあるのを、《呂氏春秋》仲夏紀では、「政」を「正」に作っている」とある。なお、文中の「故書正爲政」とは、《天官》「凌人掌冰正、歲十有二月令斬冰」の注に「故書正爲政、鄭司農云、掌冰政、主藏冰之政也、杜子春讀掌冰爲主冰也、政當爲正、正謂夏正」とあるのを指す。ちなみに、段玉裁『周禮漢讀考』に「按此鄭君用杜說改政爲正、下屬也、攷周禮全書、言正歲者皆謂寅月、言歲終歲十有二月者皆謂丑月、凡言歲者皆謂夏正也、言歲十有二月、則爲夏正已顯明、不必加正字以混於全書內之謂寅月者、司農從故書掌冰政爲長」（按ずるに、ここで鄭君は、杜子春の説を用い、「政」を「正」に改め、「正歲」として）下に屬せしめている。『周禮』全體を調べてみると、「正歲」とある場合はいずれもみな建寅の月をいい、「歲終」・「歲十有二月」とある場合はいずれもみな建丑の月をいっている。（つまり）一般に「歲」とあるのはいずれもみな夏正をいっているのである。「歲十有二月」と言っただけで、夏正であることは明らかなのだから、わざわざ「正」の字を加えて、『周禮』全體の中の建寅の月をいう場合と混同させる必要はない。古書の「掌冰政」に従っている司農の方がまさっ

ている」とある。また、阮元《校勘記》序に「其云故書者、謂初獻於秘府所藏之本也、其民間傳寫不同者、則爲今書」とある。さて、王氏のこの通假の説自體はまちがっていない。問題は「與上文失正之正異義」の一箇所のみである。そこで、「失正」の語が登場する穀梁傳文を検索してみると、襄公三年「六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光、己未同盟于雞澤、陳侯使袁僑如會、戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」の傳文に①「故雞澤之會、諸侯始失正矣、大夫執國權」とあり、同八年「季孫宿會晉侯鄭伯齊人宋人衛人邾人于邢丘」の傳文に②「見魯之失正也、公在而大夫會也」とあり、同十六年「三月公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子薛伯杞伯小邾子于濼梁、戊寅大夫盟」の傳文に③「濼梁之會、諸侯失正矣、諸侯會而曰大夫盟、正在大夫也」とあり、最後の③が件の「失正」に相當する。今、①の「大夫執國權」と②の「公在而大夫會也」と③の「正在大夫也」とを比較してみると、①は「大夫が國の權柄を執つた」ということ、②は「公が（その場に）いながら、大夫が會した」ということ、③は、王氏が言う通り、政權が大夫にあった」ということで、三者とも、ほぼ同じ意味である。しかも、それぞれが、上の「失正」の説明あるいは言い換えになっているのだから、三つの「失正」はいずれもみな同じ意味であることがわかる。もちろん、その意味は、政（權）を失った」ということである。③に關する鍾文烝『補注』に「亦政字也、此承雞澤傳言、至此遂失政也、雞澤邢丘濼梁三傳文相貫」とある所以である。だから、王氏の所謂「異義」はまちがいであり、逆に、「同義」としなければならぬ。そ

れならば、「失正」について、異義は全くないのか。實はある。桓公九年「冬曹伯使其世子射姑來朝」の傳文に④「朝不言使 言使非正也 使世子伉諸侯之禮而來朝 曹伯失正矣 諸侯相見曰朝 以待人父之道待人之子 以內爲失正矣」とあるのが、これである。というのも、ここでは、上に「非正」とあるため、下の「失正」は、文字通りに「正(道)を失う」という意味に解せざるを得ない、からである。ちなみに、穀梁には、「失政」の語はない。

【嫡得之也】

昭公五年「秦伯卒」の公羊傳文に「何以不名 秦者夷也 匿嫡之名也」とあり、何注に「嫡子生 不以名令于四竟 擇勇猛者而立之」〔嫡子が生まれても、名を全國に布告しない。勇猛な者を選んで(君として)立てるからである〕とあり、つづく傳文に「其名何 嫡得之也」とあり、何注に「獨嬰稻以嫡得立之」(嬰〔營〕・稻の場合だけは、嫡子の身で(君として)立つことが出来たのである)とあるが、これに對して、俞樾『羣經平議』(春秋公羊傳)に「樾謹按此傳之義 甚不可曉 秦既匿嫡子之名矣 何以嫡子得立 其名又得書於春秋乎 今按 說文女部 嫡 媼也 媼 謹也 是嫡本非嫡庶字 凡嫡庶字古作適 隱元年傳 立適以長不以賢 其字作適不作嫡 可證也 此傳嫡字疑古本皆作適 兩適字異義 匿適之名也 此適庶之適 言秦人於適子之名皆隱匿之 其所以隱匿之者 正以欲立爲君之 故不使人指斥之 非如何氏所謂擇勇猛者而立之也 適得之也 此適然之適 言秦人於適子之名皆隱匿之 故秦諸君名並不著 惟文

十八年秦伯營卒 宣四年秦伯稻卒 兩君獨名者 乃適得之也 猶云偶然得之 襄八年傳 侵而言獲者 適得之也 與此傳文正同 因字誤作嫡 遂不可解矣」(私が考えますに、(このままでは)この傳の意味は非常に不可解である。秦は嫡子の名をかかすのに、どうして、嫡子が(君として)立つことが出来、さらにその名を《春秋》に書くことが出来るのか。いま按ずるに、「說文」女部に「嫡 媼也」とあり、「媼 謹也」とある。つまり、「嫡」は本來、嫡庶をあらわす字ではない。一般に、嫡庶をあらわす字は、古くは「適」に作っていた。隱公元年の傳文に「立適以長不以賢」とあつて、嫡庶をあらわす字を「適」に作り、「嫡」に作っていないのが、その證據である。(だから)この傳の(二つの)「嫡」の字も、古本では、いずれもみな、「適」に作っていた、と考えられる。(ただし)二つの「適」の字は意味が異なる。「匿適之名也」の方は、適庶の適であり、秦人は、適子の名について、いずれもみなかかす」という意味である。かくすわけは、(將來)立てて君にする都合上、人にその名を指斥させたくないからであつて、何氏の言うように「勇猛な者を選んで(君として)立てるから」ではない。「適得之也」の方は、適然の適であり、秦人は、適子の名について、いずれもみなかかすから、秦の諸々の君の名はならびに明らかでなく、わずかに、文公十八年に「秦伯營卒」とあり、宣公四年に「秦伯稻卒」とあつて、兩君にだけ名をいつているのは、適然として得たからである」という意味である。(つまり)偶然に得た、ということと同じである。(なお)襄公八年の傳文に「侵而言獲者 適得之也」とあつて、この傳と

表現がびったり同じである。(ここは)字を誤って「嫡」に作ったため、そのままわからなくなってしまうたのである」とある。兪樾のこの説は、合理的に見えるかも知れないが、實は、奇妙な點が二つある。一つは、小さな點だが、「其所以隱匿之者 正以欲立爲君之 故不使人指斥之」という件である。というのも、これがどうして夷狄特有の理由になるのか、よくわからない(中國であつても同じ理由がつけられそうである)からである。だから、この説を長々と引用し、「按兪義亦通」として一應は認める陳立『義疏』さえも、最後には、「然何氏擇勇猛之語必臆撰」と言っているのである。さて、もう一つが大きな點で、それは「襄八年傳 侵而言獲者 適得之也 與此傳文正同」という件に關わる。襄公八年の當該經文は「鄭人侵蔡 獲蔡公子燮」で、傳文は「(ここは侵したのに、「獲」と言っているのはなぜか) 侵して「獲」と言っているのは、たまたま得たということである」という意味である。今、この傳文で確認しておきたいのは「得」の字で、それは明らかに「とらえる」という意味である。つまり、ここでの「得」は、當時のこと、がらを説明している言葉なのである。ひるがえって件の「得」をみると、兪樾の説によれば、これは、知る、という意味になる。つまり、『春秋』の書法を説明している言葉になつてしまふのである(兪樾の「其名又得書於春秋乎」という言い方を參照)。同じ「得」が、このように範疇違いの言葉であつてよいのか。そこで、公羊傳の他の「得」を調べてみると、いずれもみな、當時のこと、がらを説明しているものであつて、『春秋』の書法を説明しているものはない(そもそも、

「たまたま知つた」では、特に義はなく、書法の説明として奇妙である)。だとすると、件の昭公五年の「嫡得之也」の「得」も、他の場合と同様に、當時のこと、がらを説明しているものと、解するのが合理的であろう。そして、「得」がこのようなものだとすると、「嫡」は、わざわざ「適」に直して適然(「たまたま」の意味に解するより、このままで、上の「匿嫡之名也」の「嫡」と同じく、嫡子の意味に解する方が、「得」の主語が明示されることにもなつて)ことがらの叙述としてずつと通りがよい。否、そう解さなければならぬ。というのも、隱公七年「滕侯卒」の穀梁傳文に「滕侯無名少曰世子 長曰君 狄道也 其不正者名也」とあり、范注に「戎狄之道 年少之時稱曰世子 長立之號曰君 其非正長嫡 然後有名爾 責滕侯用狄道也」「戎狄の道では、年少のときの稱を「世子」といい、長じて立つたときの號を「君」という。正嫡でない場合にはじめて名がある。(ここは)滕侯が狄道を用いたことを責めたのである」とあつて、當該經文は異なるが、この穀梁傳文「其不正者名也」は、件の公羊傳文「其名何 嫡得之也」に對する反論と考えられる、からである。つまり、公羊が「名をいっている(場合がある)のはなぜか。(その場合は)正嫡が(君として)立つことが出来たからである、すなわち 正嫡の場合に名をいう」と言っているからこそ、穀梁は、それへの反論として、「正嫡でない場合に限つて名をいう」と言っている、ということである。なお、かたや昭公五年、かたや隱公七年と、當該經文が全く異なるのに、反論といえるのか」という反論があるかも知れないが、實は、昭公五年「秦伯卒」の穀梁

疏に「徐邈云 秦伯不名 用狄道也」とあって、穀梁には、ここに傳文はないものの、隱公七年の傳文をここの經に引き當てる（つまり、昭公五年と隱公七年との二つの經文を、同じ書法によるものと考ええる）傳統があつたようであるから、反論といえるのである。ちなみに、兪樾も「此傳之義 甚不可曉」と嘆いているように、この公羊傳文の論理をたどることは極めて困難である。だから、穀梁が反論しているわけも、（單に異を唱えるためではなく）案外、この邊にあるのかも知れない。筆者にとつても、穀梁の論理の方が（是非は不明ながら）ずっとたどりやすい（なお、以上の小論からして、拙譯『春秋公羊傳何休解詁』（汲古書院）の四二八頁の當該箇所（附）は、あつてはならない。この場をかりて、お詫びし、削除したい）。

【郭之也】

昭公二十九年「冬十月運潰」の公羊傳文に「邑不言潰 此其言潰何」とあり、何注に「据國曰潰 邑曰叛」とあり、つづく傳文に「郭之也」とあり、何注に「郭 郭」とあり、徐疏に「郭之猶云國之但古今異語也」とあり、つづく傳文に「曷爲郭之 君存焉爾」とあり、何注に「昭公居之 故從國言潰 明罪在公也 不言國之 言郭之者 公失國也」とあるが、これについて、兪樾『羣經平議』（春秋公羊傳）に「榘謹按 郭不訓國 疏謂郭之猶曰國之 失何氏之旨矣 何氏訓郭爲郭 郭 大也 玉篇邑部曰 郭 大也 郭爲大 故郭亦爲大 初學記引風俗通義曰 郭亦謂之郭 郭者亦大也 是其義

也 郭之猶曰大之 邑不言潰而此言潰 乃張而大之意 所以張而大之者 正以君存焉爾 古人之文 亦或避習用之字而代以它字 文八年左傳曰 珍之也 杜注曰 珍 貴也 此傳不曰大之而曰郭之 猶彼傳不曰貴之而曰珍之矣 莊子秋水篇曰 埤 大之殷也 埤即郭之異文也（私が考えまするに、「郭」は「國」とは訓めない。疏が「郭之」は「國之」というのと同じである」と言っているのは、何氏の旨意から外れている。何氏は「郭」を「郭」と訓んでいるが、（その）「郭」は「大」である。「玉篇」邑部に「郭」は「大」である」とある。「郭」が「大」であるから、「郭」もまた「大」なのである。「初學記」に引く（風俗通義）に「郭」は「郭」ともいう。「郭」もまた「大」である」とあるのが、その説明である。（つまり）「郭之」は「大之」というのと同じであり、（傳全體の意味は）邑には「潰」と言わないはずなのに、ここで「潰」と言っているのは、大きく表現しようとしてであり、大きく表現しようとしたわけは、君がここにいたからである」ということである。古人の文では、常用の字を避けて、代わりに他の字をあてる場合がある。文公八年の左傳に「珍之也」とあり、杜注に「珍 貴也」とある。ここの傳が「大之」と言わずに「郭之」と言っているのは、かしこの傳が「貴之」と言わずに「珍之」と言っているのと同じである。（なお）「莊子」秋水篇に「埤 大之殷也」とあり、「埤」は「郭」の異文に他ならない」とある。今ここでは、この兪樾の説を出しにして、傳文「郭之也」の意味を考えてみたい。まず、徐疏が「郭之猶云國之」と言っているわけは、桓公七年「春二月己亥焚咸丘」の傳文に①「咸丘者

何 邾婁之邑也 曷爲不繫乎邾婁 國_レ之也 曷爲國之 君存焉爾
とあり、莊公二年「夏公子慶父帥師伐於餘丘」の傳文に②「於餘丘
者何 邾婁之邑也 曷爲不繫乎邾婁 國_レ之也 曷爲國之 君存焉
爾」とあり、僖公二年「虞師晉師滅夏陽」の傳文に③「夏陽者何
郭之邑也 曷爲不繫于郭 國_レ之也 曷爲國之 君存焉爾」とあるか
らであつて、①・②・③の「國之也 曷爲國之 君存焉爾」と、件
の「郭之也 曷爲郭之 君存焉爾」とを比べてみれば、「郭之」つ
まり「郭之」と、「國之」とが同等であると考えるのは、極めて自
然なことである。何注も「据國曰潰 邑曰叛」(「國の場合には「潰」
といい、邑の場合には「叛」という。(僖公四年傳文)から)と言ひ、
「從國言潰」「國(の表現)に從つて「潰」といい)と言つて、つね
に「國」に注目しているから、徐疏と同じように考えていたと推測
される(ちなみに、「不言國之 言郭之者 公失國也」(「國之」と
言わず、「郭之」と言っているのは、公が國を失つていたからであ
る」というのは、「國之」と「郭之」とを同等と考えるからこそその
言ひ方である)。なお、「郭 郭」は、文公十五年「齊侯侵我西鄙
遂伐曹入其郭」の傳文「郭者何 恢郭也」を單になぞつただけのも
のであろう。だから、兪樾が「疏謂郭之猶曰國之 失何氏之旨矣」
と言っているのは、まちがいである。さて、それならば、「郭之」
と「國之」とは、どのような點で同等なのか、つまり、「郭之」とは、
どういう意味なのか。かりに、兪樾の説に從つて、「郭」を「大」
に換えてみると、傳文は「邑不言潰 此其言潰何 大_レ之也 曷爲大
之 君存焉爾」となる。そして、「大之也」ならば、三編の「大之也」

の項で既に考察している。そこでの議論の要點は、公羊傳文にしば
しばみられる「大之也」の「大」は、ほめる」とか「たつとぶ」
とか、あるいは、由しきこととする」とかいうような、價值判斷
の言葉である、ということである。今ここで、それを言い換えれば、
「大之也」は、書法自體の説明ではなくて、そのような書法をとつ
ている理由の説明なのであり、したがつて、「之」は、表現(書法)
ではなくて、内容(事件・事象)を指す、ということである。例え
ば、文公十一年「冬十月甲午叔孫得臣敗狄于鹹」の傳文に「其言敗
何 大_レ之也 其日何 大_レ之也 其地何 大_レ之也」とあるのは、「敗」
と言っている」とか「日をいつている」とか「地をいつている」と
かいうのが、書法であり、「之」とは、共通して、この事件を指す(も
し、このような、書法と事件・事象との違いがわかりにくければ、
「大之也」そのものではないが、有名な隱公元年の傳文「何言乎王
正月 大_レ一統也」を見ればよい。明らかに、「王正月」が書法であり、
「之」に相當する「一統」は事象である)。ひるがえつて、兪樾の所
謂「大之也」をみると、こちらは明らかに書法自體の説明であつて、
「之」は表現(書法)を指しており、公羊傳文の「大之也」とは異
質のものである。したがつて、これを公羊傳文の仲間に入れるわけ
にはゆかない。つまり、「郭」は「大」であるとする兪樾の説はま
ちがつている、ということである(そもそも、國(都)を「大」と
(し、邑を小と)するのは、兪樾の勝手なイメージである)。さて、
もとにもどつて、「郭之」(「郭とみなす」と「國之」(「國とみなす」
とは、どのような點で同等なのか(なお、みなす」と譯すことに

つては、①の何注に「加之者 辟實國也」とあるのを参照)。以下は、確かな證據のある話ではなく、あくまで筆者の想像だが、「郭」と「國」とは、レベルこそ違うものの、同じく國都を指す言葉なのではあるまいか。「國」が國都を指す方は周知のことであろうが。つまり、國都のことを、國を象徴するところとして、抽象度の高い全體的な言葉で言ったのが「國」であり、郭で圍まれたところとして、逆に、具象度の高い局所的な言葉で言ったのが「郭」である、ということではあるまいか〔ちなみに、隱公五年の左氏傳文に「公聞其入郭也 將救之 問於使者曰 師何及 對曰 未及國」とあり、哀公十七年の左氏傳文に「冬十月晉復伐衛 入其郭 將入城」とあるのは、「郭」と「國」とに、そして、「郭」と「城」とに、場所として深・淺の差違があることを示す表現だが、見方をかえれば、兩者の距離は極めて近いということでもある〕。なお、この場合だけ、「國」と言わずに「郭」と言っているわけは、何注に一應の説明があるが、實のところ、よくわからない。傳文の前半の構造が①・②・③とやや異なることと何らかの關係があるのかも知れない〔なお、以上の小論からして、拙譯「春秋公羊傳何休解詁」(汲古書院)の四六七頁の當該箇所(附)は、削除しなければならぬ)。

【會于温言】

僖公二十八年「天王守于河陽 壬申公朝於王所」の穀梁傳文に「會于温言 小諸侯 温 河北地 以河陽言之 大天子也」とあり、范注に「温河陽同耳 小諸侯 故以一邑言之 尊天子 故以廣大言之

〔「温」と「河陽」とは同じである。諸侯を小とする〔卑しむ〕から、一邑(の名稱)を用いて言うのである。天子を尊ぶ〔大とする〕から、廣大(な名稱)を用いて言うのである〕とある。この傳文について、俞樾「羣經平議」(春秋穀梁傳)に「樾謹按 于字乃以字之誤 會以温言四字爲句 蓋温與河陽本是一地 諸侯之會 以温言之者 小之也 天子之守 以河陽言之者 大之也 下文曰 以河陽言之 大天子也 然則此文作會以温言(句) 小諸侯(句) 明矣」〔私が考えますに、「于」の字は「以」の字の誤りであり、「會以温言」の四字で一句をなしている。おそらく、「温」と「河陽」とは本來、同一の地であつて、(上の)諸侯の會の場合に、「温」を用いて言っているのは、諸侯を小としてであり、(ここの)天子の巡守の場合に、「河陽」を用いて言っているのは、天子を大としてである、ということであろう。下文に「以河陽言之 大天子也」とあるのだから、この文が「會以温言(句切) 小諸侯(句切)」に作っていたことは明白である〕とある。また、于邕「香草校書」(春秋穀梁傳一)に「邕案 此倒文法也 會于温言 猶曰言會于温 上文云 言曰公朝 逆辭也 而尊天子 言字著在句首 故此避複 以言字倒著句尾耳 俞蔭甫太史平議謂于字乃以字之誤 似不必破字(李深秋茂才云 范楊陸義及先師補注皆無異說 俞氏獨欲破于爲以 固屬穿鑿 然以爲倒文 亦未見其必然 穀梁本有言不言之例 言謂經所言 不言謂經所不言 與公羊同 此言字屬下讀 不指經所言 乃解經之辭 與三十年傳此言不敢叛京師之言略相似 温河陽本一地 會于温三字句 目上經文謂經文會于温者 經意蓋言小諸侯也 温 河北地 蒙上傳水

北爲陽二句而言 見温雖在河北 亦可稱河陽 故即以河陽言之 取
大天子之義 大上無言者 省文也 以河陽言之及上言曰公朝兩言字
俱從常例 與會于温下之言不同 (私が考えるに、ここは倒置法で、
「會于温言」は、「言會于温」というのと同じである。上文で「言曰
公朝 逆辭也 而尊天子」といい、「言」の字を句頭に置いている
から、ここでは、重複を避け、「言」の字を句末に倒置したのである。
兪樾の『平議』は「于」の字は「以」の字の誤りである」と言っ
ているが、(わざわざ)字を直す必要はあるまい (李深秋が言う
—— 范甯・楊士勛・陸德明の解釋及び先師〔鍾文丞〕の「補注」に
は、いづれもみな、異説がない。兪氏だけが「于」を「以」に直そ
うとしているのは、もちろん穿鑿の部類である。しかしながら、(こ
のように) 倒置とするのも、絶對にそうであるとはい切れない。
〔穀梁〕には本來、「言」・「不言」の例がある。「言」とは、經がそ
う言っていることをいい、「不言」とは、經がそう言っていないこ
とをいうのであって、(公羊)と同じである。(しかし) この「言」
の字は、下につらねて讀む。(つまり) 經がそう言っていること (經
の書法自體) を指すのではなく、經 (の書法) を解説することばな
のであって、三十年の傳「此言不敢叛京師」の「言」とは同じで
ある。「温」と「河陽」とは本來、同一の地である。「會于温」の三
字句は、上の經文を指して、經文に「會于温」とあるのは「と言っ
ているのであり、その經の意味〔解説〕が、「言小諸侯」なのである。
「温 河北地」は、上の傳「水北爲陽〔山南爲陽〕」の二句を承けて
言っており、温は河北にあるけれども、河陽とも稱することが出來

る、ということを示しているのである。だから、「以河陽言之」(經
が「河陽」を用いて表現していること) に即して、「大天子」とい
う義を讀み取ったのである。「大」の上に「言」がないのは、省略
したのである。「以河陽言之」及び上の「言曰公朝」の二つの「言」
の字は、ともに常例に従ったもの(經の書法自體を指すもの)であっ
て、「會于温」の下の「言」(經の書法を解説するもの)とは同じで
ない)とある。今ここでは、李氏の説を檢討したい。というのも、
この説だけが、廣く傳の體例に觸れている議論だからである。體例
とは、彼の所謂「經所言」・「經所不言」と「解經之辭」とに關わる。
つまり、**①** 經の書法自體と **②** 經の書法の解説と ということ
であり、一般に、傳は、まず **①** が提示され、ついで、**②** が叙述される、
という型をとる。このうち、**①** については、特に問題はない。問題
とすべきは、**②** の方である。というのも、そもそも傳は、經を解説
する、ことを目的とするものだからである。だとすると、傳はすべて、
「**①**言**②**」という (李氏の所謂「言」がある) 型をとつてもよいは
ずだが、それではあまりにも煩瑣なためだろうか、實際には「**①**
②」と、「言」が無い型の方がはるかに多い (もちろん、意味は同
じである)。つまり、李氏の所謂「解經之辭」としての「言」は、
数が限られる、ということである。そこで、以下、このような「言」
について、具體的に検討したいのだが、その前に、確認しておきた
いことがある。それは、李氏は氣づいていないようだが、一言で、經
の書法の解説と といっても、實は、二つの種類がある、ということ
である。一つは、孔子を主語とする價値の判断 (褒貶) であり、も

う一つは、登場人物を主語とする事件の叙述である。このことをおさえた上で、件の「言」を檢索すると、隱公元年「春王正月」の穀梁傳文に①「公何以不言即位 成公志也 焉成之 言君之不取爲公也」とあり、莊公四年「紀侯大夫去其國」の傳文に②「大夫去者 不遺一人之辭也 言民之從者四年而後畢也 紀侯賢而齊侯滅之 不言滅而曰大夫去其國者 不使小人加乎君子」とあり、僖公三十年「公子遂如京師 遂如晉」の傳文に③「以尊遂乎卑 此言不敢叛京師也」とあり、宣公二年「春王二月壬子宋華元帥師及鄭公子歸生帥師戰于大棘 宋師敗績 獲宋華元」の傳文に④「獲者 不與之辭也 言盡其衆以救其將也」とあり、成公十二年「春周公出奔晉」の傳文に⑤「周有人無出 其曰出 上下一見之也 言其上下之道無以存也」とあり、成公十七年「秋公至自會」の傳文に⑥「不周乎伐鄭 則何爲日也 言公之不肯柯陵之盟也」とあり、昭公二十年「夏曹公孫會自夢出奔宋」の傳文に⑦「曹無大夫 其曰公孫何也 言其以貴取之而不以叛也」とある（なお、文公九年「二月叔孫得臣如京師」の傳文に「京大也 師衆也 言周 必以衆與大言之也」とあるが、この「言周」の「言」は、ゞゞについては何と云うような意味であつて、件の「言」とは全く別物である。だから、「逐字索引」が「言周必以衆與大言之也」と句讀しているのは、まちがいか、不親切かの、どちらかである。ちなみに、桓公九年「春杞季姜歸于京師」の公羊傳文には「京者何 大也 師者何 衆也 天子之居 必以衆大之辭言之」とあつて、「天子之居」の上に「言」の字はない。さて、これらの傳文の「言」についていえるのは、いずれもみな事件の叙述であつて、價

値の判断は一つもない、ということである（ちなみに、①の主語は隱公、②の主語は紀の民、③の主語は諸侯、④の主語は宋、⑤の主語は周、⑥の主語は成公、⑦の主語は曹の公孫會である。なお、③だけは、當爲であつて、事件」とは言い難いが、ことからの叙述であることにはかわりはない。念のため、逆に孔子の價值判断の例を調べてみると、ちょうどどうまい具合に、①の「成公志也」とあり、②に「不使小人加乎君子」とあつて、いずれもみな、「言」の字がない。以上をまとめると、傳は經の解説だからといって、必ずしも「言」があるとは限らないが、「言」がある場合は、必ず、價值の判断ではなくて、事件の叙述である、ということである。さて、このような原則をふまえて、件の傳文をみると、「小諸侯」は孔子の價值判断であるから、その上に「言」の字があるわけにゆかない。つまり、「會于温言 小諸侯」と讀まなければならず、「會于温 言小諸侯」という李氏の句讀はまちがっている、ということである（ちなみに、下の傳文「大天子也」に「言」の字がないのは、同じく價值判断だからである。なお、隱公七年「冬天王使凡伯來聘 戎伐凡伯于楚丘以歸」の傳文に「凡伯者何也 天子之大夫也 國而曰伐此一人而曰伐何也 大天子之命也」とあるのを参照。やはり、「大天子之命也」の上に「言」の字はない。かくて、「會于温言」で句切るとして、兪樾と于鬯、どちらの説に分があるのか。范注から傳の原型をたどるのが難かしい以上、何とも言いようがない。

（本稿は、二〇一四年度跡見学園特別研究助成費による研究成果の一部である）